山梨県ＤＸ研修推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、県内の中小企業のデジタル・トランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という。）を推進するため、事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業者が自社のＤＸ推進を目的に実施する研修（以下「ＤＸ研修」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）中小企業事業者　中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和４年２月１日付け厚生労働省発基 02015 号）第２条に該当する事業者をいう。

（２）賃金　最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号。以下「最賃法」という。）第２条第３号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第４条第３項及び第４項並びに最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第２条の規定を適用する。

（３）事業場内最低賃金　事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。この場合において、最賃法第７条の最低賃金の減額特例許可を受けた者については、対象から除くことができる。

（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付対象となる事業者は、次の各号を全て満たす者とする。

（１）山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（上乗せコース）交付要綱第３条、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）交付要綱別表１第１欄の補助対象事業者又は山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（環境改善コース）交付要綱別表１第１欄の補助対象事業者に該当する者であること。

（２）自社のＤＸ推進を目的とする研修を行っていること。

（補助金等の交付の対象となる補助対象事業、経費及びその補助率）

第４条　補助金の交付対象となるＤＸ研修及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付

申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、令和６年１２月２７日までに知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律　第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

２　知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第７条　補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、別表に定める軽微な変更に該当する場合は、この限りでない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を提出し、知事の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（４）知事は、第５条第２項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

（５）知事は、第５条第２項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、第６条第２項の規定による通知を受領した日から１０日以内に山梨県ＤＸ研修推進事業費補助金取下げ

申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１箇月を経過した日又は令和７年２月２８日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第６号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の額の確定通知は、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定通知、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）の額の確定通知又は山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（環境改善コース）の額の確定通知後に行う。

（補助金の交付方法）

第１１条　知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金実績報告書に指定のある口座に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１２条　補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税仕入税額控除適用報告書（様式第８号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（指示及び検査）

第１３条　知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消等）

第１４条　知事は、第７条第２号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第６条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（１）補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（４）補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

（６）中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（上乗せコース）、山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）又は山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（業務改善コース）の交付決定が取り消された場合

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（書類の保管）

第１５条　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和５年２月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年８月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月３１日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（補助内容及び補助対象経費）

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
ＤＸ推進に資する研修事業	・　補助事業者が自組織に対して実施するＤＸ推進に資する研修事業に要する費用（研修に必要な物品のみを購入する場合は対象とならない） １　報償費（外部講師謝金等） ２　旅　費（外部講師旅費、研修参加旅費等） ３　使用料及び賃借料（研修会場使用料、機器賃借料等） ４　委託費（研修企画、運営、実施までの研修業務一式の委託費用等） ５　負担金（研修参加費）	当該経費の１０分の１０　（補助上限額３００千円）	１　補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の２０％以内を増減させる場合 ２　補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

※補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。